

会議録
令和元年第４回更別村議会定例会
第１日（令和元年１２月１１日）

◎議事日程（第１日）

- 第 １ 会議録署名議員指名の件
- 第 ２ 議会運営委員長報告
- 第 ３ 会期決定の件
- 第 ４ 諸般の報告
- 第 ５ 一般行政報告
- 第 ６ 教育行政報告
- 第 ７ 承認第 ２号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第５号）の専決処分の承認を求める件
- 第 ８ 承認第 ３号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分の承認を求める件
- 第 ９ 議案第５７号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件
- 第１０ 議案第５８号 更別村鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定の件
- 第１１ 議案第５９号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第１２ 議案第６０号 更別村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１３ 議案第６３号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１４ 議案第６４号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１５ 議案第６６号 更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１６ 議案第６７号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１７ 議案第６８号 更別村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１８ 議案第６９号 更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１９ 議案第７０号 更別村子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 第20 議案第71号 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例制定の件
- 第21 議案第72号 更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
制定の件
- 第22 議案第73号 更別村営牧場設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第23 議案第74号 更別村有林野管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 第24 議案第75号 更別村公共下水道条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第25 議案第76号 動産の買入の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	総務課参事	女ヶ澤廣美
企画政策課長	佐藤敬貴	産業課長	本内秀明
住民生活課長	佐藤成芳	建設水道課長	新関保
保健福祉課長	安部昭彦	子育て応援課長	宮永博和
診療所事務長	酒井智寛	教育委員会 教育次長	川上祐明
農業委員会 事務局長	小林浩二		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	高橋祐二	書記	高瀬大輔
書記	加藤廣衛		

(午前 10 時 00 分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第 4 回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和元年第 4 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては師走に入り、何かと大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年を振り返りますとき、新天皇の即位後、時代も平成から令和と大きく移り変わり、5G を核とした超高度情報化社会の到来や AI、IoT を駆使した第 4 次産業革命とも言える近未来技術実装社会、ソサエティー 5.0 の幕あけとともに、私たちは今人類史上 100 年に 1 度の歴史的な大転換期を迎えています。一方、台風 19 号による関東、東北地方における甚大な被害など、近年世界的な異常気象の影響や繰り返し発生する全国各地の災害の猛威や今まで遭遇したことのない想定をはるかに超える未曾有の自然災害の危機にも直面しております。台風 19 号による風水害被害に見舞われた被災地の皆様、今なお避難を余儀なくされている皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々へのご冥福をお祈りするものであります。

さて、本村基幹産業の農業であります。春先の干ばつや熱波などの影響で作物の生育が心配されましたが、その後天候も順調に推移し、今年度の粗生産額は史上最高の見通しと伺っております。改めて生産者の皆様の長年培われた高い営農技術と不断のたゆまぬ努力に心より深く敬意を表するものであります。

さらにうれしいことに平和区の渡基文氏が令和元年度第 58 回農林水産祭、農林水産省主催において見事最高位である天皇杯等三賞に輝きました。この賞は、農水水産祭、農業祭の表彰行事に参加して、農林水産大臣賞を受賞した出品財のうち、その性質、内容が抜群で、広く社会の称賛に値する業績について顕彰されるもので、見事農産養蚕部門で日本農林漁業振興会会長賞の荣誉に輝きました。村では、平成 27 年度に東栄区の石井祐一さんの農林水産大臣賞に引き続く快挙であり、村としても大変名誉なことであると心よりお喜びとお祝いを申し上げます。

農業をめぐる国際的な情勢は、以前に増して非常に厳しい状況が続いております。さきの TPP11、日欧 EPA の発効に引き続き、今回懸念されていた米国との 2 国間貿易協定、TAG が締結、1 月 1 日発効となります。国、道の影響額の試算データに基づき、3 協定の発効における本村での影響額を試算してみても、減少額は小麦で 8,500 万円、てん菜 1 億 4,000 万円、牛乳、乳製品で 1 億 1,000 万円から 1 億 7,000 万円、牛肉で 9,000 万円から 1 億 8,000 万円にも上ります。その影響が大きいことから、国や道に対しても引き続き協定発効

後の丁寧な説明と情報提供を求め、対象となる牛肉、乳製品、麦などの農産物の安定的な生産と農業経営が引き続き可能となり、影響を受ける生産者が希望を持って経営に取り組めるよう支援の充実を図り、12月の新たな大綱決定に基づく体質強化策、経営安定、安全対策等、万全な対策を着実に実施するよう強く強く要請するものであります。

また、国内の経済動向につきましては、全般的な景気回復、上昇傾向とのマスコミ等での報道や分析が発表される中、やはり地方においては実感が無いのが現状であり、年々厳しくなる地方交付税や国庫補助金の削減等による地方財政の危機的状況には改善の方向が見られず、引き続き先行き不透明な状況が続いているのが現状であります。

本年10月には消費税が10%となり、少なからず住民の生活や産業への影響が懸念されるところであります。それに伴い、2006年以来、使用料、手数料の改定をお願いすることになります。村民の皆様には新たな負担をお願いすることとなりますが、ご理解とご協力を切にお願いするものであります。今後とも国の地方財政措置や内外の経済状況に注視しながら、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保する地方税、地方交付税の充実強化や自主財源の確保、健全で効率的な財政運営に努め、各種行政施策の遂行に努めてまいり所存であります。

私も4月に再び村長としての重責を担わせていただきましてから、はや8カ月が過ぎようとしています。今日の人口減少、少子化が加速する中ではありますが、今年度も昨年を上回る出生数等、子育て支援に対する効果が出ているのではないかというふうに考えております。ことしも昨年を上回る出生率を維持し、今こそ村内外の山積する課題にしっかりと正対し、その解決のために職員の英知を結集し、スピード感と危機感を持って村政の運営と執行、公約の実現に邁進する決意を新たにしているところであります。

特に年末を控えての1年間の総括としては、最終年度となっている更別村総合戦略の総括と評価を正しく行うこと、年明けから本格的に始まる国の第2期まち・ひと・しごと総合戦略の策定に鑑みて早期に取り組み、あわせて第6期更別村総合計画とのより効果的な整合性と関連性を図りながら、年度計画の遂行や施策の着実な実行を行う所存であります。また、喫緊の課題であります国営新更別地区大型明渠排水事業調査採択や河川改修並びに土地改良等の農業の基盤整備事業、国営、道営畑事業、農村地区における光回線5Gを見据えた高速通信網の配備、環境農業とエネルギーの地産地消を目指すバイオガスプラントの整備、高齢者の移動手段の確保、大型分譲地の整備着手、国の新型CCRC構想に基づくさらべつ版CCRC事業の推進、さらには内閣府の近未来技術実装事業、農水省のスマート農業加速化事業などの施策を通して、内閣府と今協議を重ねております国家戦略特区、スーパーシティ構想の早期採択、認定を目指すものであります。20年後、30年後の豊かで持続可能な更別村の実現を目指すには、これまで以上に国の各省庁や道との密接な連携が不可欠であり、村民の皆様の理解を得ながら円滑な推進に努めてまいりたいと考えております。

直近の情報提供ですが、北海道電力より道東地区で20万キロワットの送電網の確保によ

る発電枠新設の事業化の報告がありました。直ちに休止をしておりましたバイオガスパラント建設事業に向けた具体的な協議を再開し、申請等に向けた検討を現在生産者、JA、関係機関と開始をいたしました。今後の進捗状況につきましては、随時議員の皆様にご報告を申し上げたいというふうに思っております。ぜひとも実現の運びになっていただきたいというふうに思います。

さらに、官邸ホームページや内閣府地方創生本部から全国的な先進事例として高評価と注目を浴びている十勝さらべつ熱中小学校の取り組みでは、全国、管内、道内より年間1万人を超える交流人口や関係人口の増加と経済効果、複数の企業、新商品の開発、首都圏からのテレワークや東京大学を中心とする研究機関、大手通信会社の進出が相次ぎ、熱中小生徒による家族移住等、大きな地方創生のうねりが生じています。また、生徒と更別郵便局とのコラボにより、いつまでも光り輝き成長する村として総務省が参画し、地方創生の先駆者に与えられる全国コンクールで優秀賞を獲得、道内ではニセコ町に続き2番目となるプラチナシティの称号をいただきました。引き続き人材育成、関係人口の増加を目指し、村の事業としてしっかり取り組んでまいり所存であります。

本定例会におきましては、専決承認案件2件、条例等の制定、改正案件19件、動産買入れの件1件、一般会計補正予算、各特別会計補正予算6件、合わせて28件のご審議をお願いするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○議長 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議長 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、遠藤さん、2番、上田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第4回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これ

に応じ12月4日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から12月17日までの7日間と認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より17日までの7日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は7日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、口頭にて補足説明をさせていただきます。

令和元年度建設工事の進捗状況(100万円以上)についてでありますけれども、一般報告のとおりまとめてございます。工事等順調に行われているところでありまして、内容につきましてはお目通しをお願いするものであります。

以上、私からの口頭説明とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議長 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配付されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎日程第7 承認第2号

○議長 長 日程第7、承認第2号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 承認第2号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める件であります。

令和元年度更別村一般会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、専決処分書であります。

令和元年度更別村一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分するものであります。

理由といたしまして、更別浄化センターの曝気装置の修繕の財源としての繰出しを更別村公共下水道事業特別会計へ行う必要があり、予算の追加補正をいたしたく、議会を招集する暇がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

続きまして、令和元年度更別村一般会計補正予算（第5号）で説明をさせていただきたいというふうに思います。令和元年度更別村一般会計補正予算（第5号）であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,998万7,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。説明書6ページをお開きいただきたいという

ふうに思います。款4衛生費で250万円を追加し、補正後の予算額を3億3,165万2,000円とするものであります。項4下水道費、目1下水道費、節28繰出金で250万円の追加であります。説明欄(1)、公共下水道事業特別会計繰出金、財源補てん分として250万円を追加するものであります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開き願いたいというふうに思います。款18繰入金で250万円を追加し、補正後の予算額を3億9,780万7,000円とするものであります。項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で節1財政調整基金繰入金より250万円を繰り入れるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第2号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎日程第8 承認第3号

○議 長 日程第8、承認第3号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第3号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件であります。

令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの

であります。

次のページをお開きください。次のページは、専決処分書であります。

令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分するものであります。

理由といたしまして、更別浄化センターの曝気装置の修繕を早急に行う必要があり、予算の追加補正を行いたく、議会を招集する暇がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

それでは、令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でご説明を申し上げます。令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）では、第1条に総則、第2条では今回補正した収益的収支を定めております。補正予算実施計画をごらんください。収入、1、下水道等事業収益で250万円を追加し、1億2,794万円とし、2、営業外収益、1、一般会計補助金で250万円の追加であります。こちらは、一般会計からの繰入金となるものであります。

次に、支出、1、下水道等事業費用で250万円を追加し、1億8,123万3,000円とし、1、営業費用、2、処理場費で250万円を追加するものであります。これは、更別浄化センターの曝気装置の故障による修繕を行ったことによるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから承認第3号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎日程第9 議案第57号

○議長 長 日程第9、議案第57号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に關す

る条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第57号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件であります。

更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、一般職非常勤職員として規定された会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

初めに、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の趣旨についてご説明を申し上げます。地方公務員の臨時、非常勤職員につきましては、全国的に増加を続け、さまざまな分野で活用されており、地方行政の重要な担い手となっていることから、臨時、非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するため今般の法律改正が行われたところでございます。

改正法の内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るもので、従来制度が不明確で、地方公共団体によって任用、勤務条件に関する取り扱いがまちまちであったものに対し、統一的な取り扱いが定められることにより今後の制度的な基盤を構築するものでございます。

本村においては、これまで一般職に属する臨時の職員の任用、賃金及び勤務時間、その他勤務条件等について更別村定数外職員取扱要綱により対応してまいりましたが、会計年度任用職員制度の創設に伴い、任期の定めのない常勤職員との権衡の観点から改めて整理を行い、条例、規則等へ位置づけを行うもので、これまで定数外職員取扱要綱の規定により準職員として任用していた職員は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定するフルタイム会計年度任用職員、臨時的任用職員、いわゆる臨時職員として任用していた職員は地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員に移行することを基本とし、制度設計を行っているところでございます。

それでは、1 ページめくっていただきまして、条例本文についてご説明を申し上げます。
本条例案は、章立てとなっておりまして、第1章で総則、第2章でフルタイム会計年度任用職員の給与、第3章でパートタイム会計年度任用職員の給与、第4章でパートタイム会計年度任用職員の費用弁償、第5章で雑則について規定をしております。

第1条は、趣旨について規定しており、この条例は、地方自治法並びに地方公務員法の規定に基づき、地方公務員法に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものとしております。

第2条は、定義規定で、第1号では地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をフルタイム会計年度任用職員、第2号では地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をパートタイム会計年度任用職員と定義するものでございます。さらに、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員を月額パートタイム会計年度任用職員、日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員を日額パートタイム会計年度任用職員、時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員を時間額パートタイム会計年度任用職員と定義するものでございます。

議案資料の11ページをお開きいただきたいと思います。更別村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（案）の第3条で1週間の勤務時間、第4条で週休日及び勤務時間の割り振りを規定しておりますが、通常フルタイム会計年度任用職員の1日の勤務時間は常勤職員と同様に7時間45分、月額パートタイム会計年度任用職員、日額パートタイム会計年度任用職員の1日の勤務時間は常勤職員と比べ15分違い7時間30分とすることとしております。

議案にお戻りいただいて、次のページをお開きください。第3条は、会計年度任用職員の給与について規定しております。

第4条から第20条までは、フルタイム会計年度任用職員の給料について規定しており、第4条はフルタイム会計年度任用職員の給料は、更別村職員の給与に関する条例別表第1（一）行政職給料表の2級までを用いることとしております。

第5条は職務の級及び号俸、第6条は給料の支給について規定しております。

第7条では扶養手当、次のページをお開きください。第8条では特殊勤務手当、第9条では通勤手当、第10条では住居手当、第11条では時間外勤務手当、次のページをお開きいただきたいと思います。第12条では休日勤務手当、次のページをお開きください。第13条では夜勤手当、第14条では宿直手当、第15条では期末手当、第16条では勤勉手当、次のページをお開きください。第17条では寒冷地手当、それぞれフルタイム会計年度任用職員に対する各種手当に関して規定をしております。

第18条は、勤務1時間当たりの給与額等の算定の際の端数計算について、次のページをお開きください。第19条は、勤務1時間当たりの給与額の算出について、第20条は給与の減額について規定をしております。

次のページをお開きください。第21条から第34条までは、パートタイム会計年度任用職

員の給与について規定しており、第21条は報酬について規定をしております。議案資料10ページをお開きください。更別村会計年度任用職員の給与に関する規則（案）、別表第3、職種別基準表を規定しておりますが、職種別基準表に定める号俸を更別村職員の給与に関する条例別表1、（1）、行政職給料表に当てはめた額を基準月額とし、月額パートタイム会計年度任用職員、日額パートタイム会計年度任用職員、時間額パートタイム会計年度任用職員、それぞれの報酬額の算定方法を規定しております。

議案にお戻りください。第22条は夜間看護補助、次のページをお開きください。第23条は主任、第24条は時間外勤務、次のページをお開きください。第25条は休日勤務、次のページをお開きください。第26条は夜間勤務、第27条は宿直勤務、パートタイム会計年度任用職員に対するそれぞれの勤務に応じた報酬について規定をしております。

次のページをお開きください。第28条は、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額等の算定の際の端数計算について規定をしております。

第29条は、パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当について規定しており、1会計年度内において任期が引き続き又は通算して6月以上となる月額パートタイム会計年度任用職員及び日額パートタイム会計年度任用職員に対し、その任期中に勤務した月数に応じて期末手当を支給するよう規定するものでございます。

第30条は、パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給制限、次のページをお開きください。第31条は、期末手当の一時差止めについて規定するものでございます。

第32条は報酬の支給、次のページをお開きください。第33条は勤務1時間当たりの報酬額の算出、第34条は報酬の減額について規定をしております。

次のページをお開きください。第35条は、パートタイム会計年度任用職員に支給する通勤に係る費用弁償、第36条は公務のための旅行に係る費用弁償について規定をしております。

第37条は給与からの控除等、第38条は村長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与、第39条は休職者の給与について規定をしております。

次のページをお開きください。第40条は、委任規定でございます。

附則第1条は、この条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

附則第2条は、給料表改定の効力発生時期の特例について規定するもので、第4条に規定する給料表の改定が行われるときにおける当該改定の効力は、フルタイム会計年度任用職員の給料についての当該改定の効力は、当該改定に係る条例の規定に準じるものとし、パートタイム会計年度任用職員については、当分の間、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する年度の翌年度の4月1日から生ずるものとするよう規定するものでございます。

附則第3条は、経過措置について規定するもので、第15条の規定による期末手当の支給に当たっては、令和2年3月31日に更別村定数外職員取扱要綱に規定により準職員として任用されていた者で、令和2年4月1日にフルタイム会計年度任用職員として採用される

者は、令和2年3月31日以前に準職員として任用された期間を、フルタイム会計年度任用職員として採用されたものとみなすよう規定するものでございます。

なお、議案資料として提出いたしました更別村会計年度任用職員の給与に関する規則(案)は、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定め、更別村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(案)は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるため制定を予定しているもので、本条例の施行期日である令和2年4月1日に遺漏のないよう会計年度任用職員制度に移行するため、今後さらに内容を精査し、交付したいと考えております。

以上でございます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 申しわけございませんけれども、多少確認をさせてください。

本文の中の、ちょっとページ数打っていないので、あれなのですけれども、第5条の新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員の条文の中に、規則で定める基準に従いという形で、今ご説明いただきましたけれども、別表の10番目の職種別基準表を提示されましたけれども、その辺についてちょっと附帯説明いただきたいと思います。この職種についての文言の中で、私自身ちょっと気になっているのですけれども、1番目の一番上の幼稚園教諭という教諭という文言と、その下段の下から3番目の講師に続いての教諭という項目がございます。これは同じ教諭という中では、確かに幼稚園、小中学校の教諭という形になるのでしょうか、この部分の考え方についての理解できないというか、説明を求めないとちょっと私自身が理解できないという部分がございますので、その点の説明をお願いしたいと思います。

もう一点、給食の補助業務と、給食業務の差が給料表の別紙で違うという形になる。確かに補助員、補助業務と給食業務が違うという形になりますけれども、その捉え方といいますか、その違いについても附帯説明していただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 ご質問のありました規則で定める職種別基準表でございますが、こちらのほうは現在更別村職員定数外職員取扱要綱で定めている別表と内容が同じものでございます。この職種別基準表にある幼稚園教諭、これに関しましては文字どおり幼稚園で勤務する教諭の職種でございます。それから、それとは別に教諭とあるものは、これは小学校、中学校等の教諭ということで、これまでも職種として別に定めていたものをそのまま規定することでございます。

それから、給食補助業務と給食業務でございますが、給食業務に関しましては、その調理業務についてこれまでも定数外職員取扱要綱で臨時職員の方で調理を行っていただい

おりますが、その中でも中心となって働いていただく職員の方がいらっしゃいますので、経験年数を考慮して、中心となって働いていただく臨時職員の方、それから経験を踏まえた上で調理業務が他の臨時職員の方よりも技能にすぐれている方を給食業務ということで任用をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 説明ありがとうございます。給食業務については、ある程度理解しました。

今の教諭の関係での説明を求めたというのは、確かに更別村の現状に鑑みた中の押さえ方というもの、それぞれの職種のあり方について多分ご説明いただいたというふうに解釈しておりますけれども、私問いたいというか、求めたいのは、同じ教諭であって、確かに小中学校、現状の実態を鑑みた中でそれを基準として落とすというのは、それは十分理解できるわけなのですが、やはりその差といいますか、教諭の資格を持ちながらやっていくという中で幼稚園、あるいは小中学校の教諭という形での位置づけが私としてはこのままの押さえ方という部分の位置づけの中の基準づくりの中では少し課題がありませんかということで今ご質問させていただいているわけなのですが、その辺についての考え方あればご説明いただきたいというふうにも思いますけれども。

○議長 長 末田総課長。

○総務課長 この職種別基準表なのですが、当然給与の差があるということは、より高度な資格ですとか、より高度な技能が求められるということによりまして、そのほかの要因等もございますので、その職種ごとの給与の額については、常に点検しながら、賃金を定めてまいりたいというふうに考えたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 説明ありがとうございます。

私が危惧しているのは、確かに小中学校につきましては十勝管内及びそれらの近辺も含めた人事異動でということの要因がありますけれども、今更別村の幼稚園、幼児教育の実態を鑑みますと、教諭の採用も含めてということで非常に苦慮している実態が私はあると思っています。それは、現実の課題として深く受けとめていただきたいと思っていますので、それらのものも含めた中で今後どうあるべきなのかという部分も含めて私は検討していただきたいということで、要望も含めて申し上げたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 先ほどお答えしましたとおり、技能、資格等とは別な要因というものがどうしても出てくるというのは、それは安村議員さんがご質問のとおりだと思いますので、内容については今後も検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今回のフルタイムと、それからパートタイムの条例つくるということについては理解できるのですけれども、ちょっとそこで確認なのですから、一般職の定年制については、更別村職員定年等に関する条例で定年制については定めてあります。それで、今聞きたいのは、パートタイムに関しては採用時で1年とか決まっているものですか、いいのですけれども、フルタイムにおいてはその点についてどこで定義づけをしているのか、されているのかどうかも含めて聞きたいと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 フルタイム会計年度任用職員の定年に関しましては、職員に準じて取り扱ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 確かに職員に準じるということは、これは理解できるのですけれども、やはり条例の中でその部分を定めていかないと私はだめだと思うのです。だから、定数に関する条例があるとするならばそこに定めるのか、それともまたこの条例の中にうたえるかどうかわかりませんが、今現状としてはこうだよという部分でやっぱり文章化するのが正しいのかなと思っているのですけれども、その点についてどういうふうに考えますか。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午後10時50分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

末田総務課長。

○総務課長 先ほど常勤職員に準じて定年を取り扱うというふうにお答えしましたけれども、そもそも1年度ごとに任用する職員ですので、定年という概念がありませんので、ただ採用の際に年齢要件等は募集の際に考慮しなければならないとは思いますが、基本的には定年という概念はないということですのでよろしくお願いいたします。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今回のこの条例制度の改正がされれば、任用職員の待遇はかなり改善されていくのではないかなと思うわけなのですけれども、この条例の中で特にフルタイム職員ですか、あるいはパートタイムの任用職員においては、長年の間既に村で職員として勤められた方もおられるわけですし、またこれから採用するに当たっても有能な人材に多く来ていただくためにも、長年勤めていただいた方においては村でも正職員としての採用のこと

は考えられないのかなと思うわけなのです。今正職員になるには、町村会の試験を受ければ合格すればなれる道はありますけれども、今後村独自の基準などを設けることで任用職員になられている方、なられる方もやはりモチベーション上がると思いますし、また村にも村出身の少しでも若い方に残っていただき、あるいは村外からも移住、定住されることもあると思いますので、あるいは国においても今国家公務員の中途採用が検討される中において、任用職員のあり方について今回この条例を機会に村でももう一步踏み込んで考えられないのかなと思いますので、これはひとつ村長に答弁をお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんご指摘のとおり、長年業務内容についても正職員と変わらないような状況で、本当に勤勉に勤務していただいている、精勤していただいているというのはご指摘のとおりであります。今正式な採用については、町村会の試験ということでありまうけれども、原則としてはそうであります。常々私も村長になってから思うところもありますけれども、本当に長年勤務していただいているそういう方に対して、今言ったように正職員としての道とか、そうなればモチベーションも上がるわけですから、待遇改善の問題も含めて、今回若干待遇改善は図られるということと身分保障が図られるということになりますけれども、そのご指摘の点はやっぱり私としても研究していくとか、検討を庁舎内で、村長部局でそれについては考えさせていただきたいなというようなことを思っております。しっかりと受けとめて、考えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議案となっております議案第57号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審議とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

この際、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 議案第58号

○議長 日程第10、議案第58号 更別村鳥獣被害対策実施隊設置条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第58号 更別村鳥獣被害対策実施隊設置条例制定の件であります。

更別村鳥獣被害対策実施隊設置条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、本村における鳥獣による農林業等の被害防止のため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条の規定に基づき、更別村鳥獣被害対策実施隊を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、更別村鳥獣被害対策実施隊の任務、組織、出動及び解任に関する事項を定めるものであります。（2）といたしまして、更別村鳥獣被害対策防止対策実施隊設置規則（平成26年更別村規則第1号）を廃止するものであります。

なお、本内産業課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 本内産業課長。

○産業課長 それでは、議案第58号 更別村鳥獣被害対策実施隊設置条例制定の件について補足説明を申し上げます。

初めに、本条例を制定するに至った経緯でございますが、鳥獣被害対策実施隊につきましては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律におきまして市町村長が策定する被害防止計画を適切に実施するため、市町村長が市町村職員のうちから指名する者及び被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから市町村長が任命する非常勤の職員で組織し、設置することができることとされております。村では、これまで更別村鳥獣被害防止対策実施隊設置規則を制定し、実施隊を設置していたところでございますが、令和2年4月1日から施行されます改正地方自治法並びに改正地方公務員法におきまして非常勤の職員の任用要件が厳格化されるに伴い、実施隊の設置について必要な事項を条例で規定することとしたものでございます。

条文の説明に移らせていただきます。議案書を1枚おはぐりいただきたいと思います。条文でございます。第1条につきましては、設置の規定でございます。鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条に基づき設置することを規定してございます。

第2条は、実施隊の任務について定めるものでございます。

第3条は、実施隊を組織する隊員につきまして、第1項第1号で村長が村職員のうちから指名する者、同項第2号では被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組む

組むことが見込まれる者のうちから、村長が委嘱する者と定めてございます。このうち第2号に規定するものが非常勤の職員となるものでございます。

第2項につきましては、対象鳥獣捕獲員に対する規定でございます。主として対象鳥獣等の捕獲に従事することが見込まれるものを対象鳥獣捕獲員に指名、又は委嘱することができることとしてございますが、この見込まれるものというのは実施隊員のうち狩猟免許を所持している者を想定しているものでございます。

第4条につきましては、隊員の出動命令に関する規定でございます。

第5条は、隊員の解任に関する規定でございます。

次のページをおめくりください。第6条は、委任の規定でございます。

附則でございます。本条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

また、本条例の施行に伴いまして、更別村鳥獣被害防止対策実施隊設置規則を廃止するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号 更別村鳥獣被害対策実施隊設置条例制定の件は、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 更別村鳥獣被害対策実施隊設置条例制定の件を産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

◎日程第11 議案第59号

○議 長 日程第11、議案第59号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第59号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、各公共施設の使用料につきまして社会保障の安定財源の確保

等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の規定により、消費税及び地方消費税の税率が改められたことから、施設利用者の負担の適正化を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、更別村地域創造複合施設、更別村農業環境改善センター、更別村柔剣道場、更別村コミュニティプール、更別村運動広場、更別村農業者トレーニングセンター、更別村学校開放事業施設、更別村社会福祉センター、更別村憩の家、更別村地域福祉館、更別村勤労者会館、更別村火葬場、更別村ふるさと館、更別村公園及びさらべつカントリーパークの使用料を改めるものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

初めに、このたびの公共施設使用料等の見直しに関する基本的な考え方についてご説明を申し上げます。公共施設使用料につきましては、平成18年4月1日の改定に伴い、施設使用と施設使用料徴収の円滑な推進等を図るため公共施設使用料取扱要領を定めており、この公共施設使用料取扱要領では施設等の使用形態に基づき使用料を専有使用料、個人使用料、特殊使用料の3種類とし、いずれかの使用料を適用することとしております。このうち専有使用料につきましては、算定根拠として議案資料23ページの公共施設使用料統一基礎表を定めております。このたびの使用料等の見直しにつきましては、本年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に改められたことに伴い、令和2年度から使用料等を見直すこととし、これまで使用料等のあり方を検討してまいりました。公共施設の維持管理経費は、直接消費増税の影響を受けることから、消費増税に係る費用を考慮した新たな使用料体系を設定し、施設利用者の適正な負担を図ることとしたものでございます。

なお、平成26年4月に消費税及び地方消費税が5%から8%に改められた際には、既に消費税及び地方消費税が10%に改められることが決定していたことから、平成26年4月の消費増税に伴う公共施設の使用料見直しは行わず、消費税及び地方消費税が10%に改められる際に見直すこととされたところでございます。その後10%への消費増税の時期が2度延期されたことから、使用料の見直しもあわせて延期し、本年10月1日に10%への消費増税が行われたことから、使用料見直しに関する検討を行ったところでございます。したがって、このたびの公共施設使用料の見直しにつきましては、現在の使用料に5%相当額を加算した額を新たな使用料とすることを基本としております。

議案資料23ページが現行の公共施設専有使用料統一基礎表でございます。議案資料24ページが改正後の公共施設専有使用料統一基礎表でございますが、屋内施設の表、3列目の欄、①が現行の1時間当たり単価で、この単価を1.05で除し、1.1を乗じて得た額が4列目の見直し額、②となっております。さらに、見直し額の10円未満を四捨五入して得た額が

5 列目、③の金額で、この額が改正後の屋内施設の専有使用料算出の根拠となります。

屋内施設の表の下、屋外施設、学校開放施設の使用料もこの屋内施設の専有使用料を基礎に算出されておりますが、一部算出後の額が変わらないため、結果据え置きとなったものがございます。個人使用料、特殊使用料につきましても現行の使用料に5%相当額を加算した額を新たな使用料とすることを基本としておりますが、個人使用料が100円、または50円とされているものについては5%相当額を加算し、10円未満を四捨五入して得た額がそれぞれ100円、50円となり、結果として据え置きとなっております。また、使用料を100円単位で設定しているものは100円未満を、1,000円単位で設定しているものは1,000円未満を四捨五入しておりますが、一部の使用料はこのたびの見直しにあわせて1,000円単位で設定しております使用料を100円単位に改めたものがございます。

議案資料25ページをごらんください。現行の主な公共施設使用料一覧表でございます。ただいまご説明いたしました見直しに係る基本的な考え方を適用して新たに算定したものが議案資料26ページの改正後の公共施設使用料一覧表となります。なお、個人使用料、特殊使用料の一部は、消費増税以外の要因によりその額を据え置くとしたものがございます。また、このたびの使用料等の見直しにおいては、消費増税が直接維持管理経費に影響する公共施設の使用料を中心に見直すこととしており、消費増税がほぼ影響することのない手数料については、その額を据え置くことといたしております。

以上の使用料等の見直しにつきましては、見直しを行わない使用料、手数料を含め、11月9日に使用料等審議会を開催し、その内容を諮問し、諮問のとおり答申をいただいているところでございます。

それでは、条例本文についてご説明いたしますので、議案にお戻りください。本条例は、複数の条例の一部を改正するもので、各条例の一部改正を各条において改正するよう条立てて構成をしております。

1 ページおめくりいただきまして、第1条は、更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。別表の1、地域創造複合センター、ホール、1時間の使用料、夏490円を510円に、冬590円を620円に、シェアオフィス（1ブース）1時間の使用料、夏190円を200円に、冬230円を240円に、サテライトオフィス1、1月の使用料、夏7万6,000円を7万9,100円に、冬9万2,000円を9万5,000円に、サテライトオフィス2、1月の使用料、夏7万6,000円を7万9,100円に、冬9万2,000円を9万5,000円に、2、地域創造センター別棟、サテライトオフィス、1月の使用料、夏7万6,000円を7万9,100円に、冬9万2,000円を9万5,000円に、4、情報発信館、マルチスペース、1時間の使用料、夏190円を200円に、冬230円を240円に、5、職業体験館、チャレンジショップ、1月の使用料、夏7万6,000円を7万9,100円に、冬9万2,000円を9万5,000円に改めるものでございます。

2 ページおめくりください。第2条は、更別村農村環境改善センター設置条例の一部改正でございます。別表の研修室B（和室）、1時間の使用料、夏340円を360円に、冬410円

を440円に、視聴覚室、1時間の使用料、夏490円を510円に、冬590円を620円に、料理実習室、1時間の使用料、夏340円を360円に、冬410円を440円に、創作実習室（一般使用）、1時間の使用料、夏340円を360円に、冬410円を440円に、創作実習室（陶芸窯使用）、1時間の使用料、夏510円を540円に、冬620円を660円に、研修室C、1時間の使用料、夏340円を360円に、冬410円を440円に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第3条は、更別村柔剣道場条例の一部改正でございます。別表の1、専有使用、道場全面、1時間の使用料、夏640円を670円に、冬770円を810円に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第4条は、更別村コミュニティプール設置条例の一部改正でございます。別表の1、専有使用、25メートルプールの使用料、1時間につき1,750円を1,830円に、2、個人使用、小中学生の使用料、シーズン券2,000円を2,100円に、高校生の使用料、1日200円を210円に、シーズン券4,000円を4,190円に、大人の使用料、1日300円を310円に、シーズン券6,000円を6,290円に、区分共通で1コース1時間につき250円を260円に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第5条は、更別村運動広場設置条例の一部改正でございます。別表の野球グラウンド1面、1時間の専有使用料、照明施設未使用910円を950円に、ソフトボールグラウンド1面、1時間の専有使用料、照明施設未使用610円を640円に、照明施設使用920円を960円に、テニスコート1面、1時間の専有使用料、照明施設未使用460円を480円に、照明施設使用690円を720円に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第6条は、更別村農業者トレーニングセンター設置条例の一部改正でございます。別表の1、専有使用、アリーナ全面、1時間の使用料、夏1,130円を1,180円に、冬1,360円を1,420円に、アリーナ半面、1時間の使用料、夏570円を590円に、冬690円を710円に、コート1面（バドミントン）、1時間の使用料、夏190円を200円に、冬230円を240円に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第7条は、更別村学校開放事業施設使用料条例の一部改正でございます。別表の更別小学校、上更別小学校、更別中央中学校共通で、体育館全面、1時間の専有使用料、夏290円を300円に、冬350円を360円に、グラウンド全面、1時間の専有使用料460円を480円に、グラウンド半面、1時間の専有使用料230円を240円に、テニスコート1面、1時間の専有使用料、230円を240円に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第8条は、更別村社会福祉センター条例の一部改正でございます。別表の大ホール、1時間の使用料、夏700円を730円に、冬840円を880円に、ステージ、1時間の使用料、夏340円を360円に、冬410円を440円に、小会議室、1時間の使用料、夏490円を510円に、冬590円を620円に、和室A、1時間の使用料、夏340円を360円に、冬410円を440円に、和室B、1時間の使用料、夏150円を160円に、冬180円を200円に、和室C、1時間の使用料、夏150円を160円に、冬180円を200円に、老人研修娯楽室、1時間の使用料、夏420円を440円に、冬510円を530円に改めるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。第9条は、更別村憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。別表の集会室、1時間の使用料、夏700円を730円に、冬840円を880円に、和室A、1時間の使用料、夏340円を360円に、冬410円を440円に、和室B、1時間の使用料、夏150円を160円に、冬180円を200円に、和室C、1時間の使用料、夏150円を160円に、冬180円を200円に、事務室、1時間の使用料、夏190円を200円に、冬230円を240円に、全館（葬儀時の集会室全面使用）、1回の使用料、夏3万5,020円を3万6,850円に、冬4万2,090円を4万4,920円に、全館（葬儀時の集会室半面使用）、1回の使用料、夏2万6,270円を2万7,730円に、冬3万1,590円を3万3,920円に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第10条は、更別村地域福祉館条例の一部改正でございます。別表の和室A、1時間の使用料、夏150円を160円に、冬180円を200円に、和室B、1時間の使用料、夏190円を200円に、冬230円を240円に、老人研修娯楽室、1時間の使用料、夏150円を160円に、冬180円を200円に、集会室、1時間の使用料、夏560円を590円に、冬680円を710円に、全館（葬儀使用時）、1回の使用料、夏2万2,500円を2万3,750円に、冬2万7,250円を2万8,750円に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第11条は、更別村勤労者会館設置条例の一部改正でございます。別表の研修室（1F）、1時間の使用料、夏340円を360円に、冬410円を440円に、和室A（1F）、1時間の使用料、夏150円を160円に、冬180円を200円に、会議室（2F）、1時間の使用料、夏340円を360円に、冬410円を440円に、和室B（2F）、1時間の使用料、夏190円を200円に、冬230円を240円に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第12条は、更別村火葬場条例の一部改正でございます。別表の満15歳以上、1体の使用料、村内住民8,000円を8,400円に、村外住民1万2,000円を1万2,600円に、満15歳未満（死たい児を含む。）、1体の使用料、村内住民6,000円を6,300円に、村外住民9,000円を9,400円に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第13条は、更別村ふるさと館管理条例の一部改正でございます。別表の1、専有使用、屋内広場全面、1時間の使用料、夏1,130円を1,180円に、冬1,360円を1,420円に、屋内広場半面、1時間の使用料、夏570円を590円に、冬690円を710円に、大会議室、1時間の使用料、夏490円を510円に、冬590円を620円に、小会議室、1時間の使用料、夏190円を200円に、冬230円を240円に、和室、1時間の使用料、夏340円を360円に、冬410円を440円に、情報研修室、1時間の使用料、夏340円を360円に、冬410円を440円に、屋内ステージ、1時間の使用料、夏490円を510円に、冬590円を620円に、屋外ステージ、1時間の使用料、夏280円を290円に、冬280円を290円に、音楽活動練習室、1時間の使用料、夏340円を360円に、冬410円を440円に、2、個人使用、食品加工研修室、1日の使用料、大人、高校生、小中学生共通で300円を310円に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第14条は、更別村公園設置条例の一部改正でございます。別表の1、プラムカントリー、バーベキューハウス、1炉1回の使用料500円を520円に、

2、ふるさとプラザ、イベント広場、1時間の使用料、照明器具未使用640円を670円に、照明器具使用時960円を1,010円に、ファミリー広場、1時間の使用料、照明器具未使用640円を670円に、照明器具使用時960円を1,010円に、バーベキューハウス、1棟1回の使用料、500円を520円に改めるものでございます。

なお、1、プラムカントリーのパークゴルフ場に係る使用料につきましては、管内他町村における同様の施設に係る使用料の状況を勘案し、使用料の額を据え置くこととしております。

次のページをお開きください。第15条は、さらべつカントリーパークの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。別表の1、さらべつカントリーパーク、オートキャンプ場管理費、1人1泊又は1日につき、使用料1,200円を1,300円に、オートキャンプ場テントサイト、1台又はテント1張1泊又は1日につき、使用料4,000円を4,200円に、オートキャンプ場コテージ、1棟1泊又は1日につき、使用料1万8,000円を1万8,900円に、オートキャンプ場ミニコテージ、1棟1泊又は1日につき、使用料1万4,000円を1万4,700円に、オートキャンプ場トレーラーハウス、1台1泊又は1日につき、使用料1万2,000円を1万2,600円に、コミュニティハウス研修室、1時間につき、使用料1,200円を1,300円に、コミュニティハウス無煙ロースター、1回2時間1テーブルの使用料1,500円を1,600円に、次のページをお開きください。センターハウスコインランドリー、1回につき、使用料400円を500円に改めるものでございます。

なお、パークゴルフ場に係る使用料につきましては、管内他町村における同様の施設に係る使用料の状況を勘案し、使用料の額を据え置くこととしております。また、センターハウスのシャワーにつきましては、硬貨を投入して使用料を徴収していることから、100円単位での見直しとなりますが、使用の状況から使用料の額は据え置くこととしております。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和2年4月1日と規定するものでございます。

以上でございます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 今説明あって、基本的な考え方わかったのですけれども、そこで再確認で申しわけないのですけれども、今回消費税が上がって、その分に対して各施設の使用料が値上げされた、こういうことだと思うのですけれども、基本的な部分で、要するに使用者並びに住民の方に応分の負担をとるということでこの制度ができたと思うのです。今回の改定に当たって基本料金、基本使用料というのですか、消費税を除いた分の基本使用料が本当にこの状態で適切なのかなどなのかというその検討状況、その部分も含んだ検討がなされたのかどうかをお聞きしたいです。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 このたびの使用料の見直しに関しましては、現在定められております使用料、それに消費増税分を加算するという見直しをしておりますので、加算前の使用料の額の検討まではしてございません。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 多分そうでないかなと思ったのですが、要するに今の設定されてきた金額が社会情勢だとか他町村の動向、パークゴルフ場だとかそういうところは勘案したみたいですが、施設使用料にあってもそういった検討がなされた上での消費税アップに伴ってその分を加えたというなら納得できるのですけれども、その部分の検討が必要でないかなと、先ほどもちょっと言いましたけれども、やっぱり私は必要だと思うのです。この制度をつくったときに多分3年に1度は見直しをかけるというのではなくて、検討して見直しをかけるのかどうか必要性を勘案しながらやっていくのだということで、たしか最初の決めたときにはそういう話だったと思うのです。だから、3年に1度は行政改革絡みで検討した上でこういうふうになりました。したがって、今回消費税が上がったからこれだけ足しましたということになれば納得できるのですけれども、その辺がちょっと疑問を感じているのですけれども、もう一度その辺説明願いたいと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 補足説明の中でもお話ししましたこの使用料の取り扱い要領ですが、当然これはそのとき、そのときの状況に応じて中身は検討していかなければならないものでございますので、見直すということであれば根本的なところから見直す必要があるときもあるのだろうとは思いますが、今回の見直しについては消費増税分に係る部分のみを使用料に転嫁するという事で、先ほど行政改革というお話もありましたけれども、行政改革ということで取り組むということになりましたら使用料そのものの考え方から検討していかなければならないということもございますので、ただ今回に関しましては消費増税に伴う維持管理経費の増額分を転嫁するという、そういう考えのもとで検討してまいりました。ということから、行政改革推進委員会の意見をお伺いしたりとかということとはしておりません。使用料等審議会のご意見をいただいて、使用料を改めさせていただくと、そういうことになっております。

以上でございます。

○議 長 そのほか質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第59号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第12 議案第60号

○議 長 日程第12、議案第60号 更別村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第60号 更別村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年更別村条第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴う印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の一部改正により、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、印鑑の登録を受けることができない者である成年被後見人を意思能力を有しない者に改めるものであります。（2）、印鑑登録を抹消しなければならない場合である後見開始の審判を受けたときを意思能力を有しない者となったときに改めるものであります。（3）、その他整合を図るため字句を改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、更別村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例であります。

更別村印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年更別村条例第7号）の一部を次のように改正するものであります。

条例の新旧対照表でご説明を申し上げます。現行の登録資格、第2条第2項の（2）にある下線部、「成年被後見人」を改正後は「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改めるものであります。

続きまして、印鑑登録の抹消、第10条の（4）でありますけれども、下線部、「後見開始の審判を受けたとき」を改正後は「意思能力を有しない者となったとき」と改めるものであります。

続きまして、登録できない印鑑、第11条の2項、上段から3行目、下線部の「記録されている」を抹消し、改正後は3行目、「備考欄に」からの下線部、「記載（法第6条第3項に規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」の文言を新たに加筆するものであります。

次のページにまいりまして、なお附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第60号 更別村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第63号

○議 長 日程第13、議案第63号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第63号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村議会議員の期末手当について、国家公務員の取り扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100

分の335から100分の340に改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例であります。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表によって説明させていただきます。現行の期末手当、第5条第2項、(2)、下線部、12月1日に在職する者の100分の335とあるのを改正後は12月1日に在籍する者、100分の335から340に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日等、1、この条例は、公布の日から施行するものであります。

2、改正後の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用するものであります。

期末手当の内払として、3、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第63号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第64号

○議長 長 日程第14、議案第64号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第64号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和38年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村特別職の職員で常勤のものの期末手当について、国家公務員の取り扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、第1条、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の222.5から100分の227.5に改めるものであります。第2条といたしまして、6月に支給する期末手当の支給割合を100分の222.5から100分の225、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の227.5から100分の225に改めるものであります。

次のページお開きください。次のページは、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

第1条といたしまして、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和38年更別村条例第6号）の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表でご説明申し上げます。現行の期末手当、第4条の第2項、(2)、下線部、12月1日に在職する者、100分の222.5を改正後は100分の227.5に改めるものであります。

続きまして、次のページにまいります。第2条でございますけれども、現行の期末手当、第4条の第2項の(1)、6月1日に在職する者、100分の222.5を改正後は100分の225へ、(2)、12月1日に在職する者、100分の下線部227.5を225に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日等、1、この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するものであります。

2、第1条の規定による改正後の更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用するものであります。

期末手当の内払として、3、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第64号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 議案第66号

○議 長 日程第15、議案第66号 更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第66号 更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例（昭和49年更別村条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村立更別幼稚園及び認定こども園上更別幼稚園の延長保育料及び特別保育料について、負担の公平感を確保するため、利用実績に応じた応分の負担が図られるよう改正しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、延長保育料「月額2,500円」及び特別保育料（朝）（夕）「月額1,000円」をそれぞれ「1時間100円」に改正するものであります。(2)、延長保育料、特別保育料及び一時保育料は、利用実績に応じて翌月末日までの徴収とするものであります。

次のページお開きください。次のページは、更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例であります。

更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例（昭和49年更別村条例第12号）の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表でご説明申し上げます。現行、保育料等の徴収、第4条にあります「保育料等」、下線部、「等」を改正後削除、「毎月末日に徴収する」、「する」のところを削除し、改正後は第4条として保育料は、毎月末日に徴収から入ります、下線部。「し、延長保育料、特別保育料及び一時保育料は翌月末日までに徴収する」の文言を加えるものであります。

続きまして、「(保育料等の減免)」、これにつきましても見出し、「(保育料の減免)」ということにさせていただきたいというふうに思います。「等」は削除します。第5条、「保育料等」、下線部、「等」は削除です。「園児が登園しないことが月初めから末日までに及ぶときは、当月分の保育料等」、これも下線部、「等」を免除することができるというふうにありますけれども、この下線部、「等」を削除するものであります。

別表第2(第2条関係)、延長保育料及び特別保育料(教育認定子ども)の区分でありますけれども、現行延長保育料、月額2,500円を改正後は1時間100円、特別保育料(朝)、月額1,000円を改定後は1時間100円、特別保育料(夕)、月額1,000円を1時間100円にそれぞれ改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 済みません、今般の不公平性を是正するという中の改正という形のご提案でございますけれども、具体的に旧規定の中の月額2,500円という部分については、それなりの根拠があって設定したというふうに私は思っております。その根拠がまずどうであったのかという部分があって、今回の改正という形になると思うのですけれども、基本的にその部分で今回1時間当たり100円にするという、いわゆる当初の月額2,500円の根拠法をもって今まで実施してきたものが今回の改正によって1時間当たり100円にするというその過程における不都合があったのかどうかという部分まず確認させていただきたいというふうに思うのですけれども。

○議長 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 今のご質問に対してなのですが、今の実態でございます。今言ったように利用実績に応じた対応をということでございますけれども、実際には例えば農業者の方でありますと季節的に農繁期を過ぎると利用が少なくなるとか、あとそれぞれのそのほかの関係でも保護者の方、今2,500円であるのですけれども、そのような利用実態の中で今まで2,500円固定ではありましたが、実際の利用が先ほど言ったような時間の固定ではなくて、ずれといえますか、といったようなことがありますから、当然それをいろいろ見ていったときに実際の利用実態に応じた単価を設定し、対応していくことがよりいいのではないかとというようなところで、100円という金額にはなっているのですが、設定をして、対応

していつてはどうかという考え方でございます。ちょっとわかりづらいところもまあ、言いますと先ほど言ったように利用負担が時間によっていろいろ変わってくるというのが大きくあります。その実績が当然一律2,500円になるのですけれども、先ほど言ったように農繁期だとかいろんな状況がありますので、1日使っても当然2,500円かかるということになります。そういうことであれば、実際の、今回は1回100円という形の設定をさせてもらったのですが、そういう実績に応じて対応できるような単価設定を今回して、進めていきたいという考え方です。管内状況もいろいろ見させてもらったのですが、大体時間というところが多くありました。当然150円とか200円とか300円とかいろんなケースあるのですが、更別村におきましてはこの状況を踏まえまして1回100円という形で今回制定させていただきたいというのが思いでございます。よろしくお願いいたしますと思います。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今ご説明いただきましたけれども、一部理解できるところはあります。ただ、私が今ご質問させていただいている案件につきましては、従来の月額2,500円の設定のあり方というのは、十分多分審議した中で2,500円と出たと思うのです。その中の今ご説明していただいたように1カ月のうち1日か、2日しか預けなくても2,500円払っていると、その不都合はある程度理解できます。ただ、この保育、午後保育だとか延長保育については、多分申請主義にのっとしてやっていると思うのです。申請があつて、それをもとにどう対応していくかというのが根底に私はあると思うのです。

それと、もう一点、月額の設定ということは、当然午後保育なり、延長保育なりの部分の人件費も含んだ形の僕は設定になっていると思うのです。確かにわかります。子育て支援の中の軽減措置で、実態に合わせてという単価で100円という部分もあるかもしれませんが、当然人件費も上がってきている中で、それぞれの中ででは今1時間当たりの部分とって延長保育、それぞれの時間設定が異なってきたという、もしそういう実態が出たときに、やっぱり一人でも延長保育なりなんりの先生はつかなければならないという形になりますね。なりますよね。だから、その応分の負担という部分も含めた中の論議をしていかないと、確かにこれを見たご父兄さん、親の人たちは、非常に実態に即しているよねという解釈はしてくれるかもしれない。すると思います、正直言いまして。実態に合わせたのだよという言い方して捉えてくれるかもしれないけれども、私は危惧しているのは村の財政あつての補填も含めての人の配置と、あとはやっぱり対応だと思っていますので、その点が100円だということで、全体的に網羅した中で10人だったら10人延長保育も含めて、午後保育も含めてやってくれるのだよという前提があつて成り立つものであつて、これあくまでもフリーにしまうとそういう不都合がまず出てこないのですかという不安があるのですけれども、その点の捉え方についての説明を少し加えていただきたいというふうに思います。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 今おっしゃるとおり、当然財政あつてのいろんなやりとりというのは

そのとおりかと思います。今回基本的な考え方は、先ほど述べさせてもらったところが基本ではございますが、ちょっと話ずれるかもしれませんが、今回も当然親御さんについては償還払いという形の中で、それも還付されることになります。無償の関係と似たような形になるのですけれども、ただ、今言った財源の問題につきましても当然これについては今回これをやることによって、一応国のほうからちょっと補填つくようなこともあります、この事業の中によっては。実際にどれぐらいそういうものが裏打ちされるかというのは、ちょっとここではっきりしたものは申せないのですが、それがずっとということは、事業等も単年度でいきますので、今後についてはあれですが、そういう補填的なものもちょっと視点の中には入ってございます。補助金等の助成金といいますか、そういうのは、一応ここではっきりと今こうですということで断言しては言えないのですが、そういうものも含みながら考えはあるということでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっとわかりにくい部分もあるのですけれども、財政補填がある程度上部からあるよという形の中で実施できるのだという多分ご答弁だというふうに思っていますけれども、基本的には今現在の実態を含めた中の話はある程度理解できるけれども、これから子どもたちの数も含めた中で、そういう人員体制も含めて、保育をしていく立場の人員体制も含めてと考えたときに、悪いけれども、この条例の設定のあり方について、では1時間当たり100円でできますかねというのが、責任持ってやれますかというのが私の質問なのです、正直言いまして。これは応分の、あくまでも村のバックアップが再度あったとしてもやっぱり一定の村民というか、保護者への利用負担というのを明確にしていかなないと、これだけかかるのですよ、経費的にはこれだけかかるのですよというものをきちっとやっぱり打ち出していかなないと、内包して、内包して100円ですよという言い方をすると100円ありきで絶対動くわけですから。当然そうですね。1時間当たりということになれば、時間の対応も選択肢の中に入れられるよということです。今までは、義務づけた中で1日当たり、2時間であろうが、1時間であろうが、3時間であろうが月額2,500円、保育してくださいと申請上げていて、自己都合で来ようが、来まいが2,500円の負担してくださいよね、この根拠というのは絶対あつての2,500円だったと思うのです、今どういうふうに説明されても、基本的には。それを今1時間当たりに変えるよということになれば、やっぱりそれなりの負担は絶対に発生、現実的に発生している中の対応ですから、そして子どもたちも、村長は冒頭の行政報告の中で言いましたけれども、子ども生まれている、生まれていると言ってもそんなに、申しわけないけれども、生まれている、生まれていると言っても児童数はどんどん少なくなっているのは事実ですから、その中で今後の対応の中で保育という中のことを考えたときに本当に妥当性があるのか。2、3年後にまた変える、5年後にまた変えるという話ではちょっと違うような気がする。それは、それをやることによって保護者の方々が迷うという部分、今度改定したら高くなるという可能性は高

いわけですから、そのときに応分の負担のときに高いと言われたときに、これは今まで一生懸命頑張って財源補填も含めてやっていたというのがなくなったときに、子どもは少なくなる、保育の児童数は少なくなってくる、基本的に利用者が自由に選べるという形になると、本当に運営自体としてできるのですかというどうしても心配事があるので、その点きちっと整理した中で実施していただきたいということをお願いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今ご指摘の点ありまして、安村議員さんおっしゃるとおりで、根拠とか、今回の改定の何ぼ実績といいましてもその部分について、また財政補填というか、そういうものありますし、その部分を運営していいのかどうかということで、しっかりこれを考えながら進めていかなければいけませんよというようなことでご指摘受けました。その辺十分考慮しまして、今回こういう形で提案をさせていただいておりますけれども、私としては子育て支援等々につきましてはしっかりやっていくということが私の最初からの信条でありますし、一定のその部分の成果が出てきているというふうに自分としては感じておりますので、この部分、利用実績に応じた応分の負担ということでご理解が得られるように今後努めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 ほかに質問ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第66号 更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第67号

○議 長 日程第16、議案第67号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第67号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村福祉の里総合センター設置条例（平成16年更別村条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、福祉の里総合センターの使用料、手数料及び利用料につきまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の規定により、消費税及び地方消費税の税率が改められましたことから、施設利用者の負担の適正化を図り、また死体検案料及び電気器具使用料を管内の公立病院の情勢を考慮し改定するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、別表第1の保健・福祉推進部門の施設使用料の改定を行うものであります。（2）、別表第2の診療所部門の使用料及び手数料のうち、死体検案料、自動車使用料の改定及び電気器具使用料の診療所備え付け以外の器具の使用料の廃止を行うものであります。（3）として、別表第3の老人保健福祉センター部門使用料の改定を行うものであります。（4）として、別表第4の給食部門使用料の改定を行うものであります。

なお、安部保健福祉課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、議案第67号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

1枚お開きください。別表第1（第12条関係）、保健・福祉推進部門使用料の1、専有使用料の区分欄、集会室の使用料、夏340円を360円へ、冬410円を440円へ、栄養実習室、夏190円を夏200円、冬230円を冬240円に、2番、個人使用の区分欄、健康増進機器のうち3ヶ月券2,000円を2,100円に、半年券3,500円を3,670円にそれぞれ改めるものです。

続きまして、別表第2（第12条関係）で、区分欄、死体検案料については、管内の公的病院、診療所の平均的な額に合わせて金額欄の時間内4,500円を8,100円に、時間外9,000円を1万1,700円に改め、1枚飛んで3枚目をお開きください。区分欄、使用料の自動車使用料の村内分200円を210円に、電気器具使用料の金額欄、1日30円と摘要欄、テレビ・ラジオ、扇風機など消費電力の少ないものを削除し、1日50円の欄の摘要欄、電気シーツ、電気毛布など消費電力の多いものと1台又は1枚当りの料金とするという文言を削除いたします。

続きまして、別表第3（第12条関係）、老人保健福祉センター部門使用料の1、専有使用の1時間の使用料の集会室、夏340円を夏360円に、冬410円を冬440円に、運動指導室兼介護者教育室、夏490円を夏510円に、冬590円を冬620円に、教養娯楽室、340円を夏360円、冬410円を冬440円に改め、2、個人使用です。4枚目をお開きください。浴室、1回券の

大人400円を420円に、回数券11回券の大人4,000円を大人4,200円に改めるものですが、子育て世代の負担軽減のため小中学生は据え置き、障害者、高齢者福祉に資するために65歳以上もしくは障害者の料金も100円に据え置いております。

続きまして、別表第4（第12条関係）ですが、平成26年4月1日の消費税の改正のとき5%から8%への分は給食部門の利用料については改正しておりますので、今回単価割る1.08掛ける1.1との計算になっております。給食部門利用料の区分欄、生活支援ハウス事業の利用料金470円を480円に、配食サービス事業の備考欄、主食物、副食物の510円を520円に、副食物のみの470円を480円に、通所介護事業の510円を520円に、その他の事業を510円から520円にそれぞれ改めるものでございます。

なお、附則にてこの条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第67号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第68号

○議 長 日程第17、議案第68号 更別村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第68号 更別村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年更別村条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、災害援護資金の支払猶予につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第13条の規定によることとするものであります。（2）、災害援護資金の償還免除の事由につきましては、法第14条第1項の規定によることとするものであります。（3）、災害援護資金の償還金の支払猶予や償還免除をするか否かの判断にあたり必要があると認めるときは、法第16条の規定によることとするものであります。（4）、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する更別村災害弔慰金等支給審査委員会の設置につきまして新たに規定をするものであります。（5）、その他整合を図るための字句を改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、更別村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例であります。

更別村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年更別村条例第11号）の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表によって説明をさせていただきます。現行の定義、第2条の（1）、「災害、」とありますけれども、この「、」を削除するものであります、下線部。

そして、償還等、第15条第3項の下線部、現行、「償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法律第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。」を改定後は「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。」と文言を改めるものであります。

続きまして、現行にはございませんが、改正後、第5章として、雑則としまして、（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）として、新しく第17条、村に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、更別村災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。第2項、支給審査委員会の委員は、医師、その他村長が必要と認める者のうちから、村長が委嘱する。第3項、前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、村長が定める下線部を新たに加筆するものであります。

次のページにまいりまして、なお附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 確認の意味で質問させていただきたいと思います。

第17条の今回の審査委員会の設置のことですけれども、これは災害が発生したときに医師ほか村長が認めるというか、定める人ということになっているかと思うのですけれども、災害の都度にそういうことをやるのか、それともあらかじめ規則だとかそういうものに定めておいて、そのときにこういうふうにするのかというところが説明されていませんでしたので、どんな基本的な考え方でこれを設置していくのかということを知りたいと思います。

○議 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 今回の新たにできました災害弔慰金支給審査委員会の設置ということですが、これにつきましては災害が起きて、すぐであればすぐ支給できるような形のものがあって、その状態、例えば亡くなられたとか障害になったという場合はすぐわかるのですけれども、それから数カ月後に例えば亡くなられたとか、そういう場合のときに設置をして、そういう状況に関してその支払い金とかを払うかどうかという検討をするというために設けるという形で今回新たに国のほうから示されたということで今回のせているような状態でございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今の説明でわかるのですけれども、やっぱり考え方として医者を入れるのだよ、そのほかそのときの対応によってはいろんな人が入ってくるかと思うのですけれども、基本的なこんな感じでやっていくのだという部分がなければちょっとまずいかなと思うのですけれども、その辺どういうふうに理事者のほうで考えているか、この際ですから理事者に聞きます、この件については。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんご指摘のところで考え方として基本的な部分です。その部分の基本ベースはあるのかというようなところでありますけれども、ちょっと今きちんとした文章で文言で答えることはできませんけれども、それぞれ基本的な規定といいますか、そういう基準といったものは存在していると思いますし、それに基づいて今まで弔慰金とか見舞金については随時行ってきております。ただ、本当にきちんとした規定等々でそれぞれ場当たり的に行うのではなくて、災害発生時も含め、あるいはそういう基準に基づいた弔慰金や見舞金のあり方というのは、やっぱりきちんとこちらとしては設定しておかなければいけないのかなというようなことを思っています。

以上であります。

○議 長 そのほか質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第68号 更別村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第69号

○議 長 日程第18、議案第69号 更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第69号 更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村乳幼児医療費の助成に関する条例（平成13年更別村条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、訪問看護における基本利用料（高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額に同法第67条第1項第1号に規定する割合を乗じて得た額）を助成対象とし、乳幼児養育世帯の負担を軽減するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、助成の対象から控除しておりました基本利用料を廃止し、子育て世代への支援を拡充するため助成の範囲を改めるものであります。

次のページをお開きください。更別村乳幼児医療費の助成に関する条例（平成13年更別村条例第9号）の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表にてご説明申し上げます。用語の定義、第2条の（5）、下線部にあります「基本利用料」とは」から5行目までの文章を全文削除するものであります。現行（6）、（7）、（略）、それぞれなっておりますけれども、改正後は（5）がなくなったことによりまして新たに（5）、（6）の（略）としてこれを繰り上げるものであります。

助成の範囲、第7条、3行目にありますけれども、下線部、現行、「基本利用料並びに」とある文章をこれを削除するものであります。

そして、第2項にあります「村長は、第2条」から始まりまして「助成することができる」、3行目までを全文を削除するものであります。

次のページにまいります。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行

し、令和元年9月1日以後に行われた訪問看護について適用とするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第69号 更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第70号

○議長 長 日程第19、議案第70号 更別村子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第70号 更別村子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村子ども医療費の助成に関する条例（平成17年更別村条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、訪問看護における基本利用料（高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額に同法第67条第1項第1号に規定する割合を乗じて得た額）を助成対象とし、子ども養育世帯の負担を軽減するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、助成の対象から控除していた基本利用料を廃止し、子育て世代への支援を拡充するため、助成の範囲を改めるものであります。

次のページをお開きください。更別村子ども医療費の助成に関する条例（平成17年更別村条例第15号）の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表において説明をさせていただきます。現行、用語の規定、第2条、（5）、

「基本利用料」から４行目まで、「第１号に定める割合を乗じて得た額をいう」、この下線部全部を削除いたします。その下、（６）（略）、（７）（略）が改正後は（５）がなくなったことによりまして新しく（５）（略）、（６）（略）としてそれぞれ項を繰り上げるものであります。

助成の範囲、第７条といたしまして、２行目から３行目にあります下線部、「基本利用料並びに」を削除いたします。さらに、第２項、「村長は」から「超える額を助成することができる」までの３行全てを全文削除するものであります。

次のページにまいりまして、なお附則といたしましてこの条例は、公布の日から施行し、令和元年９月１日以降に行われた訪問看護について適用するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第70号 更別村子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議案第７１号

○議 長 日程第20、議案第71号 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第71号 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成13年更別村条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

１の理由といたしまして、訪問看護における基本利用料（高齢者の医療の確保に関する

法律第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額に同法第67条第1項第1号に規定する割合を乗じて得た額)を助成対象とし、満18歳に達する日以後最初の3月31日までの受給者の負担を軽減するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、重度心身障害者、ひとり親世帯の負担を軽減するため、満18歳に達する日以後最初の3月31日までの受給者に対して助成の対象から控除していた基本利用料の規定を削除し、助成の範囲を改めるものであります。

次のページをお開きください。更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成13年更別村条例第8号)の一部を次のように改正するものであります。

現行の助成の額、第4条、上から6行目、「基本利用料並びに」の下線部の文言を改正後はこれを削除するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和元年9月1日以降に行われた訪問看護について適用するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第71号 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後2時30分まで休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第21 議案第72号

○議長 日程第21、議案第72号 更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第72号 更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年更別村条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、し尿処理手数料について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の規定により、消費税及び地方消費税の税率が改められたことから、受益者の負担の適正化を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、400リットルまでの基本料金を3,760円に、400リットルをこえ50リットル増す毎の基本料金を470円にそれぞれ改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年更別村条例第28号）の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表において説明を申し上げます。現行の別表第2（第18条関係）の部分で、区分、更別村全域の基本量、400リットルまでの部分で基本料金、3,680円と下線部のあるのを3,760円に改めるものであります。また、400リットルをこえ50リットル増す毎に基本料金、下線部、460円を470円に改めるものであります。備考欄に行きまして、リットル当たり9.2円、下線部をリットル当たり9.4円に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第72号 更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第73号

○議 長 日程第22、議案第73号 更別村営牧場設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第73号 更別村営牧場設置条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村営牧場設置条例（昭和49年更別村条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、村営牧場の使用料につきまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の規定により、消費税率及び地方消費税の税率が改められましたことから、村営牧場利用者の負担の適正化を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（１）、当歳馬以外の使用料を「230円」から「250円」に、人工授精実施牛の捕獲料を「2,060円」から「2,200円」に改めるものであります。（２）といたしまして、村営牧場の面積の規定を削除するものであります。

次のページをお開きください。次のページであります、更別村営牧場設置条例（昭和49年更別村条例第8号）の一部を次のように改正するものであります。

現行の見出し、「（位置及び面積）」の部分の「及び面積」を削除、下線部を削除して、改正後は「（位置）」というふうになります。

第2条、村営牧場の位置、下線部、「及び面積」を削除、続いて「次のとおりとする」の「次のとおり」を削除いたしまして、新しく「村営牧場の位置は、河西郡更別村字更南とする」に改めるものであります。

続いて、現行の（１）、下線部、（２）、位置と面積の記述でありますけれども、これも全文削除するものであります。

続いて、使用料の部分に行きます。第5条、当歳馬以外、2行目であります。「230円」を「250円」に、そして3行目にあります「年間1頭につき2,060円」とあるのを「年間1頭につき2,200円」改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 確認なのですが、この第2条で面積の部分も削除と一緒にされたのですが、この件に関しては聞きたいところは、今多分使用されていないD牧区ありますよね。ああいった類いのもの、それから哺育施設等で売却したということで、かなり面積が違ってきたから落とすのかなという部分がちょっとあるのですが、その辺教えていただきたいなと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 村営牧場の面積でございますが、ご質問にありましたとおり、D牧区等も含めてでございます。要は草地以外の山林、原野、宅地等も全部含めた行政財産上牧場となっているものの面積の合計という形になってございますが、土地に関してはさまざまな要因で公共上の利用、またそういうことで微妙に面積が移動することもございます。実際に売り買い以外にも面積の変動というのは生ずることがございまして、公の施設につきましては自治法上で設置が条例で義務づけられているところでございますけれども、あくまでも場所、位置等の特定は必要なのですが、面積までは要件にはないということもございまして、そういう流動的なものに関しては今回の使用料改定のこの改正にあわせて削除したいということでございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今の説明でわかりました。

それで、今D牧区の話ちょっとしたのですが、村民要望というか、意見の中で話があったものですからあえて聞きたいのですが、ご承知のようにD牧区は山の後ろということで利用していないような、できないような状況になっています。それで、もしそこに更別の木を植えて、山林にするという考え方もあろうかなという部分もちょっとあるものですから、今のこのやり方でいったらその面積は牧場になってしまうのです。牧場用地だよということで登録されてしまうものだから、そういったときに今みたいな用途変更を考えたときにどのような考え方があるのか、その点お聞きしたいなと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 現在D牧区と言われているところに関しては、こちらで牧場の中で牧区として区分けをしている中の大部分が現況も山林になってございます。草地のほうが面積が少ない、草地にできるところだけを草地として、ちょっと記憶で申しわけありませんが、40ヘクタール中の10ヘクタールほどが草地になっていたかなと思ってございます。残り30ヘクタールは現況も山林なのですが、お話にありましたとおり、あそこに木を植えていってはどうかというご提案もいただいていることもございます。ただ、そこを使っていない理由と申しますのが数年前の大雨災害の際にあそこに上っていく道が崩れたり、通れないこともないので、ちょっとやっぱり沢の上に道があったりだとか、これを通常通れるようにするには結構大がかりな道路整備等も必要になるのかなというふうに思っております。ただ、木を植えて育てる分には自然のままにしていけばそう

いう可能性もあろうかと思いますが、人工林として仕上げていくということになれば、将来的には集材、運材、当然木材として運び出すような林道も必要になるのかなと考えてございまして、今後天然的にやっていくという考え方もあろうかと思いますが、現在のところ人工林としての木材価値のあるような植林はちょっと難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第73号 更別村営牧場設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第74号

○議 長 日程第23、議案第74号 更別村有林野管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第74号 更別村有林野管理条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村有林野管理条例（昭和63年更別村条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、現在の村有林の管理方法に即した規定とするため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、巡視人の設置規定を削除するものであります。（2）として、審議会等の設置規定を削除するものであります。（3）としまして、文言の整理を行うものであります。

次のページをお開きください。次のページは、更別村有林野管理条例（昭和63年更別村条例第3号）の一部を改正するものであります。

新旧対照表でご説明申し上げます。現行の定義、第2条、この条例において、村有林と

は以下、「村が所有し」から「制限林をいう」、4行目まで、これを改正後は「村有林とは、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に定める地域森林計画の対象森林であって、村が保有するもの」の文言に改めるものであります。

続きまして、管理、第10条、村有林の下線部、「の管理のため、次の事項について査察」の部分については、改正後は村有林は、下線部、「は、次の事項に留意し管理」に改めるものであります。

続きまして、（2）現行、盗伐、誤伐、その次にあります下線部、「、侵墾及び土地漫用等の取締」の文言を改正後は「その他の加害行為の予防及び防止」に改めるものであります。

（4）防火線、境界線、林道その他、下線部、「築設物」とある部分につきまして改正後は「の施設等」の文言に改めるものであります。

続きまして、第10条の2項にあります前項の管理のため、必要において巡視人を置くことができるは全文削除するものであります。

続きまして、見出し、（被害）、第12条の（4）でありますけれども、下線部、「侵墾又は土地の漫用」でありますけれども、この部分を改正後は、「加害行為」に改めるものであります。

続きまして、現行の見出し、（審議会等）、第16条、「村有林の合理的経営を図るため、村長の諮問機関を置くことができる」は、全文を削除するものであります。

次のページにまいりまして、現行、第17条が改正後は第16条に繰り上がるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 今回の関係の改正の中の審議会等の設置の規定の削除について確認をさせてください。必要に応じてという判断の中で審議会をなくすといいますか、廃止するという形でございますけれども、今までの現行の中では審議会等をうまく利用といいますか、審議会等の意見を付託をしながら森林を保全してきたという形だと思うのですが、過去のといいますか、今までの審議会が果たしてきた役割といいますか、実績等について多少どういう形のもので審議会の運営を図ってきたのかという部分、わかる範疇でよろしいですので、ご説明いただければありがたいです。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 今般削除させていただくことにしております審議会等についてでございます。こちらの審議会は、この条例が昭和63年に全部改正が行われてございますけれども、この

昭和63年の全部改正以前は、村有林野経営審議委員会を常設する規定がございました。昭和63年までは常設の委員会があったものと、ちょっと古い委員会の記録が残ってはおりませんでなんですが、条例等の改変のひもといていきますとそのような規定がございました。これをこの63年に諮問機関の任意設置規定に改めたのが現在の条例の規定でございます。その後、常設規定から任意規定に設置した以降、審議会を継続して常設していた記録はございません。したがって、63年以降審議会等は開催されずといいますが、設置がされず、置くことができるという規定なので、なくても条例上は支障はないのですけれども、そのような形で今日まで運営してきてございまして、今後も委員会を開催しながらの経営というようなことは今のところはないかなというふうに考えているところでございます。その理由も、この63年という節目のときになるのですが、もともと村有林野は部分林が設定できることになってございます。いわゆる分収林ということで、当時農事組合の方々に村有林を植栽していただいて管理をしていただくという契約をしてきてございます。これがおおむね63年前後で期間が満了してということで、村のほうで買い取りをしてきているという経過がございます。そこに至るまでの審議会であり、巡視人であったというふうに理解をしております。現在その部分林の設定は、今の木材市況からはなかなか設定が難しいと。設定はできる規定はございますが、設定が難しいと考えておりまして、今回巡視人と審議会についてもその役割が果たされたのかなということで削除したいということでございます。

○議長 7番、織田さん。

○7番織田議員 10条に盗伐、誤伐ですか、その他行為の予防及び防止とあるわけなのですけれども、私が言いたいのは、これもそうなのですが、保安林というのは枝が飛んだり、あるいは台風が来て倒れたりという部分で結構苦情が来ていると思うのですけれども、はっきり言ってその苦情が来る前に行政としてあるいは見回るとか何かの方策というのは検討しているかどうか伺いたいと思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 この条例の規定上は、侵壟及び土地漫用という表現、現在これは常用されていない言葉なものですから、今回用語を改めたいと考えてございます。こちらの定義につきましては、村有林側が加害を受ける場合の監視を村有林を管理する立場としてやっていくというような規定でございます。ご質問にありました枝等が隣接地に落ちていくというのは、どちらかというと村有林が隣接の方にご迷惑をおかけしているような例のお話かと思いますが、境界の保全、そういったことで測量をしながら境界確定もしてきているところでございまして、用地の境界を明らかにするとともに、その枝等につきましてはこれは村有林等にかかわらず、土地の境界からおおむね保全距離をお互いにとりながら、土地を使っていくというのが民事的なルールといいますが、かなと思ってございます。過去に植えたものは、境界に近いものもございますが、現在更新をする際に伐採をしてから植栽する際は境界から2メートル離して植えるということで規定してございます。土地の利用上、

畑の利用だったり、そうでない場合もありますが、お互いにそのぐらいつつ保全をすれば、余り迷惑がお互いにかからないのかなというふうには考えているところでございますが、枝等につきましてはどうしても自然物ということと、保安林自体が農地を守るためのものであるということもご理解もいただきながら、余りにも目に余るものはこちらでも拾ったりという対応はしてございますが、それを全部なくすというのは自然の中では難しいのかなというふうに考えてございます。そのため植栽する樹種等も場所によっては考慮しつつ、適正に林野を更新していきたいなというふうに考えているところでございます。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第74号 更別村有林野管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第75号

○議 長 日程第24、議案第75号 更別村公共下水道条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第75号 更別村公共下水道条例等の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村公共下水道条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、公共下水道使用料等について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）により、消費税及び地方消費税の税率が改められたことから、公共下水道等利用者の負担の適正化を図るため、及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により成年被後見人等に係る欠格条項等の適正化等を図るため及び水道法の一部を改正する法律（平成30年法律

第92号)により指定給水装置工事事業者の指定について5年間の更新制が導入されたため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、更別村公共下水道使用料、更別村公共下水道事業受益者分担金、更別村個別排水処理施設使用料、更別村個別排水処理施設整備事業受益者分担金、更別村農業集落排水使用料、更別村農業集落排水事業受益者分担金、更別村水道使用料を改めるものであります。(2)といたしまして、更別村公共下水道条例に定める排水設備指定工事店の指定及び責任技術者の登録につきまして、成年被後見人等に係る欠格条項等を規定するものであります。次のページにまいります。(3)といたしまして、更別村水道条例におきまして指定給水装置工事事業者の指定及び指定の更新について手数料を規定するものであります。

なお、新関建設水道課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、議案第75号 更別村公共下水道条例等の一部を改正する条例制定の件について補足説明させていただきます。

今回の改正については、1点目としましては消費税及び地方消費税の税率が改正したことから、上下水道等の使用料について公営企業会計の経営状況を考慮しまして、消費税率2%相当分の改正を行うものであります。また、2点目としましては、国の法律改正に伴う改正が主なものになります。

それでは、ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。改正条例の第1条、更別村公共下水道条例の一部を改正、この条例につきましては更別市街地の公共下水道について定めたものであります。第6条、排水設備指定工事店の指定、排水設備の新設など工事を行うことができる指定工事店の有効期間を2年から5年に改めるものであります。

第6条の3、指定の基準、こちらは成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、指定工事店の指定に関する成年被後見人等に係る欠格条項等の見直しを行うため、第1項第3号アの「成年被後見人若しくは被保佐人等又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、次のページになりますけれども、新たにエとしまして心身の故障等があるものの適格性に対する個別的、実質的な審査によって指定の要否を判断する、そのような規定を追加するものであります。

続きまして、第6条の5、責任技術者の登録、責任技術者の登録の有効期間を2年から5年に改めるものであります。

第6条の7、責任技術者の登録の資格、第6条の改正と同様の趣旨から、第2項第1号を改正し、第3号と第3項、こちらを追加するものであります。

次のページになります。第6条の11、変更の届出、今回の改正によりまして参照する条

項等を改正しているというようになります。

続きまして、別表の 2、3、こちらにつきましては消費税率 2%相当分の改正ということで、まず別表 2 は下水道使用料の月額、ページめくっていただきますが、月額、基本料金、5 立方メートルまでを 900 円から 920 円、超過料金、1 立方メートルにつき、180 円を 184 円に改正するものです。

別表第 3 は、生ごみを粉砕する装置でありますディスポーザー、こちら 1 台につき 200 円、こちらを 205 円に改正するものです。

次のページをお願いします。改正条例の第 2 条になります。更別村公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正するものです。この条例は、更別市街地の公共下水道事業に要する費用の一部に充てるために受益者分担金について定めたものでありまして、第 4 条、受益者分担金、1 戸当たり 7 万円を 7 万 1,000 円に改正するものです。

次のページ、改正条例第 3 条になります。更別村個別排水処理施設管理条例の一部を改正します。この条例につきましては、更別市街地の公共下水道事業、それから上更別市街地の農業集落排水事業の処理区域を除く農村地区の処理、し尿とかを処理する施設について定めたものであります。別表につきましては、浄化槽 5 人槽 4,000 円を 4,100 円、6 人槽 4,300 円を 4,400 円、7 人槽 4,500 円を 4,600 円、8 人槽 5,000 円を 5,100 円、10 人槽 5,100 円を 5,200 円、以下記載のとおりそれぞれ改正するものであります。

次のページになりますが、改正条例の第 4 条になります。更別村個別排水処理施設整備事業受益者分担金の条例改正であります。この条例につきましては、受益者分担金について定めたものでありまして、別表になりますが、5 人槽については 11 万円を 11 万 2,000 円、6 人槽 12 万円を 12 万 2,000 円、7 人槽 14 万円を 14 万 3,000 円、8 人槽 15 万円を 15 万 3,000 円、10 人槽 18 万円を 18 万 3,000 円と改正するものであります。

次のページになります。改正条例第 5 条になります。更別村農業集落排水条例の一部を改正する条例であります。この条例につきましては、上更別市街地の汚水処理などをする集落排水施設について定めたものであります。別表 2 につきましては、集落排水施設処理使用料の月額基本料金、5 立方メートルまでを 900 円から 920 円、超過料金、1 立方メートルにつき、180 円を 184 円に改正するものです。

次のページになりますが、改正条例第 6 条、更別村農業集落排水事業受益者分担金条例の一部を改正するものです。この条例につきましては、農業集落排水事業の受益者分担金について定めておりまして、第 4 条、受益者分担金 7 万円を 7 万 1,000 円にするものであります。

次のページ、改正条例第 7 条、更別村水道事業給水条例の一部改正であります。この条例につきましては、更別村全行政区を給水区域とする水道事業について定めたものであります。第 6 条、工事の施行、現行指定給水装置工事事業者の指定について有効期間がありませんでしたが、今回水道法の一部を改正する法律の施行により新たに 5 年間の更新制が導入されたことから、指定の更新について規定するものであります。

第27条、手数料、こちらは第1項を改正しまして、第6条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定及び指定の更新の手数料は、1件につき1万円とするを追加し、現行の第1項を改正後の第2項とするものであります。現行指定についての手数料の定めはありませんでしたが、今回更新制が導入されたこともあり、管内状況、それから国の示す標準額などを考慮しまして手数料を設定しております。

なお、既に指定を受けている指定給水装置工事事業者の更新についての経過措置は、別添の議案資料になりますが、更別村指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程、こちらの29ページの附則の2、経過措置、こちらに規定しておりますが、水道法の一部を改正する法律附則第3条の規定を準用するというので、指定の有効期間については1年から5年の範囲で経過措置が設けられております。

条例本文に戻りまして、次のページになりますが、別表第1、第2につきましては、改正分について規定しておりまして、別表第1、水道使用料の家事用、月額、基本料金、5立方メートルまでを900円から920円、超過料金、1立方メートル増すごとに180円を184円、続きまして業務用及び営農用、月額、基本料金、20立方メートルまでを3,600円から3,680円、超過料金1立方メートル増すごとに180円から184円、続きまして酪農用、月額、基本料金、50立方メートルまでを9,000円から9,200円、超過料金1立方メートル増すごとに160円を164円、それから臨時用、使用水量1立方メートルにつき600円を612円に改正するものです。

別表2につきましては、給水装置の新設、または改造工事の負担金でありまして、メーター口径の20ミリメートル、4万4,000円を4万5,000円、25ミリメートル、6万6,000円を6万7,000円、以下30ミリ、40ミリ、50ミリは記載のとおり改正するものであります。

最後に、次のページ、最後のページになりますが、今回の改正条例でありますこちらの条例についての附則ですが、1、施行期日は、令和2年4月1日から施行すると。

経過措置としましては、この改正条例の施行の際、更別村公共下水道条例により既に指定を受けている指定工事店並びに既に登録を受けている責任技術者の有効期間は改正の前のおり2年として、令和2年4月以降の更新からは5年とするというようなことを規定しております。

以上、補足説明となります。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 確認させてください。ページ数打っていないので、わかりにくい部分はあるのですが、農村地区の浄化槽の使用料の関係なのですけれども、よろしいですか。課長、いいですか。5人槽から50人槽までの使用料の月額の部分の改定案ということで、消費税相当分という形の説明ございましたけれども、次のページも兼ねるのですけれども、この部分については50人槽以上の部分についての300円ごとの加算が据え置きになってい

るという部分の捉え方、次のページでございますけれども、浄化槽の分担金の関係で10人槽までは価格改定を図ってということで、その下の11人槽以上の部分についての規模に1万7,000円を乗じたという形でございますけれども、現行と変更がないという形になろうかと思っておりますけれども、その捉え方というか、その考え方について確認をさせていただきたいと思っております。

○議長 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 物によって改正があったり、なかったりというようなことだと思うのですが、これ単純になのですけれども、上水道、下水道ともに公営企業会計に移行しておりますので、本体価格と消費税というようなことで明確にしなければいけないというようなことで今回改正しているのですが、もともと内税方式というようなことで、消費税込みの形で設定されているものですから、そのもともととの計算、設定された金額を1.08で割り返して1.1というか、割り返した中での計算の中で端数処理の関係で出てこなかったということになるものですから、みんな同じルールの中で計算した中でやっております。ただ、今後の見通しとしては、やはり本体価格プラス消費税というものを明確に整理していかなければいけないというようなことで、今回につきましては料金改定、本体の料金のところまで計算をするに至っていなかったものですから、今回は消費税相当分の計算的な部分というようなことになります。今後上水道とか下水道は、それぞれ公営企業会計に移行しておりますので、それとこれからの修繕等の計画等も今立てている最中なものですから、改めて料金設定につきましては計算しまして、村の使用料が3年ごとに改正しておりますので、その時期に合わせてそれぞれ計画を立てた中で料金設定をしていきたいというようなことで、今後そういう何かわかりづらいような形にはならないようにしたいと思うのですが、計算上の端数処理の関係で出てきてしまっているというようなことですので、全て改正はさせていただいているというようなことになります。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 課長、今説明いただいたのですけれども、私お聞きしたかったのは、基本的に消費税の改定に基づいて全てが該当する事項だというふうに私は判断して、今の50人槽の使用料につき1人槽増すごとに300円の加算金が出ますよという形の中で、端数処理で2%掛けて端数が出て、100円単位だとかという部分でなくなるというのはある程度理解できたのですけれども、次のページの1万7,000円を乗じてという形になると、2%といってもそれなりの消費税が発生すると思うのですけれども、その点、端数処理はわかります。例えば先ほど総務課長から説明あったように規模によっては10円単位、100円単位、1,000円単位、1万円単位という説明受けたから理解はしているつもりなのですけれども、300円に対して2%で、端数処理で100円単位だったら同じだよという形は理解できるのですけれども、どうもその後の部分の1万7,000円を乗じたという形については、当然消費税が絡んでくれば税金分が加算されるのでないかという解釈が正しいのではないかと考えているのですけれども、その点説明をお願いします。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 計算過程の問題で、100円単位か、1,000円単位かで四捨五入するかというところなのですが、細かい数字を申し上げますと、もともと1万7,000円のときには本体価格は1万5,741円で、消費税が1,259円で1万7,000円となります。こちらの1万5,741円の本体に消費税を掛けますと1万7,315円ということになったものですから、1,000円単位での四捨五入ということで、切り捨てられて1万7,000円ということで、結果として据え置かれたというようなことで、端数整理の問題なのです。ですので、やはり本体価格を明確にして、消費税掛けるというほうが合理的なのかなというようなことがあるものですから、企業会計へ移行したこのタイミングで検討していきたいというようなことであります。よろしくお願いします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第75号 更別村公共下水道条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第76号

○議 長 日程第25、議案第76号 動産の買入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第76号 動産の買入の件であります。

次のとおり動産を買い入れしようとするものであります。

1、買入の目的、更別村国民健康保険診療所におけるX線撮影による診察のため。

2、動産の品名、下記(1)から(3)について一体的に購入をする。

(1)、デジタルX線撮影システム。

(2)、画像読取システム。

(3)、画像診断システム。

3番目、動産の数量、一式。

4、契約金額、金1,477万3,000円であります。

5、買入の方法及び時期、指名競争入札による落札、令和2年3月31日までに取得。

6、契約の相手方、帯広市東3条南10丁目1、株式会社常光帯広営業所であります。

理由といたしまして、財産の取得につきましては、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

また、資料を添付しておりますので、議会定例会議案資料の最終ページをごらんいただきたいというふうに思います。議案第76号の資料であります。1、入札日時は、令和元年11月22日午前9時であります。2の指名業者については、お目通しをお願いするものであります。3の仕様内容につきましてもお目通しをよろしくお願いします。4、納入期限、契約締結の日から令和2年3月31日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第76号 動産の買入の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長 長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月12日は休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、12月12日は休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 3時17分散会)